

# 熊本県公報

号外 第 5 6 号  
平成 28 年 6 月 20 日(月)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

- 定時登録における直接請求に係る連署基準数…………… (選挙管理委員会) 1
- 定時登録における直接請求に係る連署基準数…………… ( " ) 1
- 参議院議員通常選挙における選挙人名簿登録基準日等及び在外選挙人名簿に係る縦覧の期間の決定…………… ( " ) 2

### 登 載 依 頼

#### 熊本県選挙管理委員会告示第 3 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 5 項及び第 7 5 条第 5 項の規定に基づくその総数の 5 0 分の 1 の数並びに同法第 7 6 条第 4 項、第 8 1 条第 2 項及び第 8 6 条第 4 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数が 8 0 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成 2 8 年 6 月 2 0 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の 5 0 分の 1 2 9 , 3 6 2

その総数が 8 0 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 2 8 3 , 5 0 7

#### 熊本県選挙管理委員会告示第 4 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 8 0 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数及びその総数が 4 0 万を超え 8 0 万以下の場合にあってはその 4 0 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成 2 8 年 6 月 2 0 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の 3 分の 1 の数

選挙区名	
熊本市第二選挙区	5 9 , 3 6 0
八代市・八代郡選挙区	3 9 , 0 0 3
人吉市選挙区	9 , 2 6 5
荒尾市選挙区	1 4 , 8 5 0
水俣市選挙区	7 , 2 0 1
玉名市選挙区	1 8 , 5 0 6
天草市・天草郡選挙区	2 5 , 9 2 6
山鹿市選挙区	1 4 , 9 7 6
菊池市選挙区	1 3 , 6 1 5
宇土市選挙区	1 0 , 1 8 6
上天草市選挙区	8 , 1 8 9
宇城市・下益城郡選挙区	1 9 , 7 3 5
阿蘇市選挙区	7 , 6 1 8
合志市選挙区	1 5 , 3 4 2
玉名郡選挙区	1 1 , 9 0 2
菊池郡選挙区	1 9 , 1 4 2

阿蘇郡選挙区	10,825
上益城郡選挙区	24,267
葦北郡選挙区	6,619
球磨郡選挙区	15,602
その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
選挙区名	
熊本市第一選挙区	135,282

**熊本県選挙管理委員会告示第41号**

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び同法第23条第1項の規定に基づき行う選挙人名簿の登録基準日等、同法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定に基づき行う在外選挙人名簿に係る縦覧の期間は次のとおりである。

平成28年6月20日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

**1 選挙人名簿の登録基準日等**

- (1) 被登録資格の  
決定の基準日 平成28年6月21日  
(ただし、年齢については平成28年7月10日)
- (2) 登録日 平成28年6月21日
- (3) 縦覧期間 平成28年6月22日  
(午前8時30分から午後5時まで)

**2 在外選挙人名簿に係る縦覧の期間**

平成28年6月22日  
(午前8時30分から午後5時まで)